

# 新報

島根県教育庁  
隠岐教育事務所  
隠岐の島郡瀬戸町24  
電話 2-9772

未来には  
楽しいことが  
たくさんある

所長 有木健二

新しい年が始まりました。本年も皆様にとって、また子供たちや学校、地域の方々とつって幸多き年でありますようお祈り申し上げます。

この冬、ヨシタケシンスケさんの絵本「それしかないわけないでしょう」を読みました。ある日、学校から帰ってきた小学生の兄が、幼い妹に「僕たちが大人になる頃は大変なこと（戦争・病気・環境問題・食料難…）ばかりなんだから」と話します。それを聞いた幼い妹はかなり落ち込み、おばあちゃんに「未来がたいへんなの」と不安な気持ちを話して行きます。話を聞いたおばあちゃんは「だいじょうぶよ！未来がどうなる

かなんて誰にも分からないから！大変なことだけじゃなくて楽しいことやおもしろいこともたくさんあるんだから！」と話し、続けて、大人は未来を予測してこうしろあししろと言うけどそうなるのは限らないこと、大人は二者択一を迫るけど選択肢はたくさんあることを話します。すると、この妹は、子供本来の幅広く柔軟な考え方を取り戻し、未来に夢や希望を抱くというお話です。お年寄りのおらかさや子供の素直さを感じると同時に、今の子供たちに私たち大人はどのようなメッセージを発しているのだろうかと考えさせられました。年末年始、平成の三十年間を振り返るといってテレビ番組がいくつか特集されました。昭和に続き平成の三十年間には、情報化・グローバル化をはじめ多くの変化があったの

だと改めて振り返りました。平成に続く時代には、何がどういう速さで変化するか予測がたいのも事実です。教育もまた、教育基本法や関連法案の改定、四回の学習指導要領の改訂など、大きな変化がありました。その背景には予測できない未来への対応、従来の知識や技能だけが役立つとは限らない未来への備えがあります。学習指導要領の性格上、今後の社会で必要になるであろう能力の育成が意図され、変化していくのは当然のことです。

その時々でたくさんあります。学習指導要領の変遷を眺めてみると、未来に向けての備えがある一方で、「学びの主体者」を育てることは一貫して大切にされています。授業の場で、生活の場から学び、人と関わり、自分の考えを持ちたり表現したり…そんな経験の積み重ねが主体者を育てるのだと思います。このように学びの主体者を育てることは、生活の主体者を育てることでもあり、地域づくりの主体者を育てることでもあります。

予測できないかどうかは別として、絵本のおばあちゃんのように、未来には大変なことだけじゃなくて楽しいことやおもしろいこともたくさんあることを忘れずにいたいと思います。今年一年、大変なことばかりに目を奪われず、幅広く柔軟な考えを持ち、未来への夢や希望を抱いて進んでいく主体者でありたいものです。

## わたしぶね

### ★年末調整について★

平成三十年分の年末調整事務が完了し、源泉徴収票が交付される時期になりました。毎年、年の終わり頃に行う年末調整ですが、そもそも年末調整って何？という疑問をお持ちの方もあるかもしれません。そこで今回は年末調整についてご説明します。

### ★年末調整とは★

給与の支払を受ける一人一人について、毎月の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与等の総額に対して納めなければならない税額（年税額）とを比較し、その過不足額を精算するもので、給与の総決算ともいえるべき大切な手続です。

大部分の給与所得者は、この年末調整によって、その年の所得税及び復興特別所得税の納税が完了し、改めて確定申告をする必要はありません。

★年末調整の流れ★  
①各種控除額の確認

職員から提出される申告書に基づいて、所得控除額（扶養控除・配偶者控除・保険料控除等）及び税額控除額（住宅借入金等特別控除）を確定。

※医療費控除等、年末調整では処理できない控除は確定申告をする必要がある。

### ②課税給与所得金額の算出

①で確定した所得控除額を、その年の給与等の総額から算出された給与所得控除後の給与等の金額から控除し、年税額の計算の基になる課税給与所得金額を算出。

### ③年税額の算出

②の課税給与所得金額×②の課税給与所得金額に応じた税率－①の税額控除額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年税額を算出。

### ④過不足額の精算

③で算出された年税額と源泉徴収税額との過不足額を、一月分給与に併せて還付（又は徴収）。  
年末調整により精算された還付税額（又は徴収税額）は、一月分の給与明細でご確認ください。（総務課 宮原）

